

令和8年度丹波篠山市 Instagram 情報発信業務 契約候補者選定公募型プロポーザル 募集要領

1 目的

丹波篠山市（以下、「本市」という。）では、若年層や子育て世代を中心とした観光促進のため、Instagram を活用した情報発信を行うことを計画している。

本業務は、本市の魅力発信と年間を通じた来訪促進を目的に、SNS 情報発信の企画提案・実施を行うものである。

本業務の実施にあたり、業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から最適な事業者を判断し、契約候補者及び次点者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度丹波篠山市 Instagram 情報発信業務

(2) 業務内容

別紙1「令和8年度丹波篠山市 Instagram 情報発信業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 提案上限額

1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は、契約額の上限を示すもので、この金額で契約締結をすることを約束するものではない。

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たすこと。

- ・ 応募形態：兵庫県内を事業拠点とする単独企業または個人
- ・ Instagram 運用実績を有すること
- ・ 市内観光情報への理解・関心を有すること
- ・ 投稿内容における公序良俗の遵守
- ・ 中立性が高く公平な内容の投稿が可能であること
- ・ 公式観光サイト「ぐるり！丹波篠山」と連動した情報発信が可能であること
- ・ 受注者負担で投稿に必要な取材・撮影が可能であること
- ・ その他、市が定める財務・法令上の要件を満たすこと（地方自治法施行令第167条4の規定等）

4 スケジュール

実施内容	実施期間又は期限
実施要領の公開	令和8年5月7日(木)
質問書提出期限	令和8年5月14日(木) 正午
質問に対する回答 HP 掲載	令和8年5月18日(月) 17時
参加表明書提出期限	令和8年5月20日(水) 正午
資格審査(一次審査)結果の通知期限	令和8年5月22日(金) 17時
企画提案書等提出期限	令和8年5月27日(水) 17時
プレゼンテーション・ヒアリング案内送付	令和8年5月28日(木)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年6月3日(水) 午前
選定結果通知・公表	令和8年6月8日(月)
契約候補者との協議	令和8年6月10日(水) 予定
契約締結	協議後速やかに
業務完了	令和9年3月31日(水)

5 実施要領の公開

令和8年5月7日(木)に丹波篠山市ホームページに実施要領等を公開する。

6 質疑・回答

実施要領等の内容に対する質問及び回答は、以下のとおり実施するものとし、これにより本実施要領等に記載する内容の追加または修正とみなす。

(1) 質問期限

令和8年5月14日(木) 正午

(2) 提出方法

「質問書(様式9)」により、事務局(商工観光課)へ電子メールで提出。なお、質問書提出後には必ず電話により質問書の到着を確認すること。

① メールアドレス:kanko_div@city.sasayama.hyogo.jp

② メール件名:「プロポーザルに関する質問(会社名)」

(3) 回答方法

令和8年5月18日(月)17時までに「質問回答書(様式10)」を丹波篠山市ホームページに掲載

※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については回答しない。

7 参加表明・資格審査(一次審査)

(1) 提出書類

参加希望者は、「令和8年度丹波篠山市 Instagram 情報発信業務受託候補者選定公募型プロポーザル参加表明書(様式1)」に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて次の通り提出すること。

① 提出書類

- 会社概要書（様式2）
- 業務実績調書（様式3）
- 会社概要（パンフレットなど任意）
- 暴力団排除に関する誓約書（様式4）
- 国、都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加申込書提出日以前1か月以内に発行されたものに限る。）

② 提出部数：1部

③ 提出期限：令和8年5月20日（水） 正午 必着

④ 提出先：丹波篠山市観光交流部商工観光課

⑤ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。）

※ 提出期限において書類に不備がある場合、到着していない場合は受け付けない。

(2) 資格審査（一次審査）

商工観光課は、受け付けた参加表明書等により、参加表明者が資格要件を満たしているかを審査するとともに、参加希望者が3者を超える場合は、各者の実績、地域性、実施体制等について提出書類の内容を踏まえ、別紙3「令和8年度丹波篠山市 Instagram 情報発信業務に係る書類審査（一次審査）基準」に沿って採点し、評価点合計の上位3者を一次審査通過者として選定する。審査結果について、「参加資格審査（一次審査）結果通知書兼企画提案書等提出依頼書（様式11）」又は「参加資格審査（一次審査）結果通知書（様式12）」により、令和8年5月22日（金）17時までに全ての参加表明者に電子メールにより通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加表明をした者が参加を辞退する場合には、「参加辞退届（様式5）」に必要事項を記入のうえ、企画提案書提出締切日までに商工観光課に提出するものとする。

8 企画提案

(1) 提出書類

「参加資格審査（一次審査）結果通知書兼企画提案書等提出依頼書（様式11）」を受けた者（以下、「提案者」という。）は、次により関係書類を提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。

① 提出書類

- 企画提案書等提出届（様式6）
- 業務実施体制調書（様式7）
- 見積書（様式8）及び見積内訳書（任意様式）
- 企画提案書（任意様式）

② 提出部数：企画提案書のみ7部（正本1部、副本6部※）、その他は1部

※企画提案書の副本には、事業者名等が特定できるような記載（代表者名、事業者のロゴマーク等）を入れないこと。

- ③ 提出期限：令和8年5月27日（水） 17時 必着
- ④ 提出先：丹波篠山市観光交流部商工観光課
- ⑤ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。）
- ※ 提出期限において書類に不備がある場合、到着していない場合は受け付けない。

(2) 企画提案書作成要領

別紙2「令和8年度丹波篠山市 Instagram 情報発信業務企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

9 プレゼンテーション

(1) 日程及び実施場所（予定）

- ① 日程：令和8年6月3日（水） 午前
- ② 場所：丹波篠山市役所 第2庁舎 3階 2-302会議室

(2) 出席者

出席者は3名以内とし、業務責任者は必ず出席すること。

(3) 内容等

- ① 時間配分は、プレゼンテーション15分以内、ヒアリング約10分間とする。
- ② プレゼンテーションの順番は、原則としてプロポーザル参加表明書の受付順に行う。
- ③ プレゼンテーションでは企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明をすること。
- ④ プロジェクター及びスクリーンは商工観光課が準備する。パソコンその他の機器等を必要とする場合は持参すること。
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。ただし、商工観光課職員は例外とする。
- ⑥ 商工観光課はプレゼンテーション及びヒアリングの内容について録画又は録音することができるものとする。

(4) その他

プレゼンテーションの詳細は、令和8年5月28日（木）中に「プレゼンテーション参加要請書（様式13）」により電子メールで通知する。

10 審査（二次審査）

(1) 選定基準

参加表明書等、企画提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、プロポーザル審査委員会において、別紙4「令和8年度丹波篠山市 Instagram 情報発信業務に係る契約候補者選定基準」に沿って総合的な評価を行う。

(2) 契約候補者等の決定方法

① 提案者が1者の場合

ア 審査委員会において、提案者に対し、審査要領に基づき企画提案書等及びプレゼンテーションによる審査を行う。

イ 要件を満たさない場合においては、契約候補者なしとする。

② 提案者が複数の場合

ア 審査委員会において、提案者に対し、審査要領に基づき企画提案書等及びプレゼンテーションによる審査を行う。

イ 審査委員会の審査に基づき、契約候補者及び次点者を決定する。

ウ 要件を満たさない場合においては、契約候補者なしとする。

1 1 審査結果の通知

審査結果は、「プロポーザル審査結果通知書（様式14）」により令和8年6月8日（月）までに全ての提案者に通知する。

1 2 契約締結に向けての協議

(1) 特記仕様書の確定について

商工観光課は、契約締結に向けて契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した「見積書及び見積内訳書」の金額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

1 3 情報公開

選定の過程や評価結果については、丹波篠山市情報公開条例（平成19年条例第28号）に基づき対応する。

1 4 その他

(1) 書類の持参等の窓口対応は、特に記載がない限り、土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く9時から17時（12時から13時までを除く。）とする。

(2) 参加希望者が本業務を営業所等に委任する場合は、「会社概要書（様式2）」を除き、次のとおり読み替えるものとする。

- 商号又は名称→受任する支店・営業所等の名称
- 代表者職氏名→受任する支店・営業所等の代表者職氏名
- 所在地→受任する支店・営業所等の所在地
- 電話番号→受任する支店・営業所等の電話番号

(3) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ② 募集要領に定める事項に違反した場合

- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④ 審査の公平性を害する行為があった場合
 - ⑤ 見積書の見積金額が前記「提案上限額」を超えている場合
- (4) 企画提案に要する費用は全て参加者の負担とする。
 - (5) 企画提案書の提出は、1 事業者につき 1 案とする。
 - (6) 書類提出後の提案等の修正又は変更、追加は一切認めない。
 - (7) 成果品の著作権は本市に帰属する。
 - (8) 選定事業者が契約までに前記「参加資格要件」を満たさなくなった場合は、失格とし、契約締結を行わない。
 - (9) この要領に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとする。

1 5 問い合わせ先（事務局）

丹波篠山市観光交流部商工観光課

所在地 〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町 41

電 話 079-552-6907（直通）

メール kanko_div@city.sasayama.hyogo.jp

担当者 岡、工藤